

追手門学院大学奨学金規程

1997年3月11日
制定

(目的)

- 第1条 この規程は、追手門学院大学の学部又は大学院の学生で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して学業を継続させることを目的とする。
- 2 前項の学資金を追手門学院大学奨学金(以下「奨学金」という。)といい、奨学金の貸与を受ける者を追手門学院大学奨学生(以下「奨学生」という。)という。

(資金)

- 第2条 前条の奨学金は、次の各号をもって資金とする。
- (1) 寄付金
 - (2) 大学収入金からの繰入金
 - (3) 本規程及び追手門学院大学奨学金返還規程に定める返還金

(資格)

- 第3条 奨学生は、次の各号の条件を満たしている者でなければならない。
- (1) 人物が、学生としてふさわしく、将来、良識ある社会人として活動する見込みがあると認められる者
 - (2) 家計状況が、日本学生支援機構第一種奨学生推薦基準の収入基準額以下である者
 - (3) 卒業に必要な単位数のうち、第2年次生は31単位以上、第3年次生は62単位以上、第4年次生は93単位以上を修得している者とする。ただし、第1年次生及び大学院生については、単位上の出願資格基準は設けない。
 - (4) 日本学生支援機構又は他団体の奨学金を受けていないこと。

(貸与額)

- 第4条 奨学金の貸与額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第1条に定める貸与額に準じる。

(貸与期間と継続)

- 第5条 奨学金を貸与する期間は、1年とする。ただし、願い出により最低修業年限内での継続を認めることがある。
- 2 奨学生が、貸与期間の継続を願い出ようとするときは、第3条に規定する資格を満たし、所定の期日までに継続願(所定用紙)を学生課に提出しなければならない。

(募集)

- 第6条 奨学生の募集は、毎年4月に、掲示により行う。

(申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金説明会に出席し、当該説明会にて配布される所定の出願書類と添付証明書類を、所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、追手門学院大学学生部委員会(以下「学生部委員会」という。)が書類審査及び面接をし、学長が決定する。

(採用手続)

第9条 奨学生に採用された者は、所定の期日までに次の各号に掲げる所定の書類を学生課に提出し、手続をしなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 奨学生カード
- (3) 奨学金借用証書
- (4) 奨学金振込口座届

2 前項に規定する書類を所定の期日までに提出しなかった者は、奨学生の採用を取り消すものとする。

(貸与方法)

第10条 奨学金の貸与は、原則として春学期(4月)及び秋学期(10月)に、前条により届け出た奨学生本人名義の口座への振込入金により行うものとする。

2 奨学生は、奨学金の貸与を受けるとき、所定の期日までに学生課にて借用証書の確認手続を行わなければならない。

(変更の届出)

第11条 奨学生又は奨学生であった者に、第9条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、その変更事項に該当する所定の変更届を学生課に提出しなければならない。

(休止)

第12条 奨学生が休学したときは、当該休学期間中は、奨学金の貸与を休止する。なお、復学したときには、学生課にて貸与再開の手続を行わなければならない。

(失格)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 退学若しくは除籍となったとき。
- (2) 第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (3) 前条に規定する貸与再開の手続を行わなかったとき。
- (4) 申請時又は採用手続時の提出書類に虚偽の記載を認めたとき。

(5) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第14条 貸与を受けた奨学金は、別に定める追手門学院大学奨学金返還規程に基づき、返還をしなければならない。

(事務)

第15条 この奨学金に関する事務は、学生課にて行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学生部委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、1997年4月1日から施行する。
- 2 追手門学院大学奨学金規程(昭和53年3月24日制定)、追手門学院大学奨学金規程施行細則(昭和53年3月24日制定)、追手門学院大学大学院奨学金規程(昭和53年3月24日制定)及び追手門学院大学大学院奨学金規程施行細則(昭和53年3月24日制定)は、1997年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、1999年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。